

## ○拾得物・遺失届受理要領の全部改正について

平成19年12月10日  
岩警務第52号警察本部長  
岩生安第89号

〔沿革〕 平成22年4月岩会第246号、23年2月岩警務第8号・岩生安第16号、29年3月第15号・第23号、令和3年3月岩会第105号、5年2月岩会第70号改正

各部長  
首席監察官  
各所属長

岩手県内における拾得物・遺失届の受理については、「拾得物・遺失届受理要領について」（平成2年3月27日岩警務発第30号、岩防犯発第51号）の例規通達により実施しているところであるが、全部改正された遺失物法（平成18年6月15日法律第73号）が平成19年12月10日施行されることから、みだしの要領を別紙「拾得物・遺失届受理要領」のとおり全部改正することとしたので、法施行日以降の受理に当たってはこれにより適正に処理されたい。

なお、「現金区分受理方式による拾得物受理の実施について」（平成3年3月29日付け岩防犯発第52号、岩警務発第33号）は、廃止する。

別紙

### 拾得物・遺失届受理要領

第1 この要領は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年岩手県警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。）に基づく拾得物・遺失届の受理に関し必要な事項を定め、受理方法の斉一を期すことを目的とする。

#### 第2 受理要領

##### 1 拾得物の受理

- (1) 交番等において拾得物を提出されたときは、遺失者へ返還する手掛かりを得るために、拾得した状況を詳細に聴取のうえ、拾得物件受理書（様式第1号。以下「受理書」という。）により受理すること。
- (2) 物件については後日問題とならないよう在中品、現金の額などを提出者の面前において確認すること。
- (3) 署以外で拾得物を受理するときに、その拾得物が現金又は現金の含まれるものであるときは現金収納袋を作成し収納することとするが、その現金の合計額が1万円未満であり、かつ拾得者に拾得物件預り書（規則別記様式第2号。以下「預り書」という。）を直接交付できたときはその作成を省略できるものとする。
- (4) 現金収納袋に収納するときに、現金が在中している財布のように、現金とともに収納可能な物品であれば、その物品ごと収納するが、バック等現金収納袋に収納できない物品であるときは、現金を現金収納袋に収納し、他の物品と一体として署会計課（係）に引継ぐこと。
- (5) 交番等で現金収納袋に収納して保管中の拾得物件について、遺失者等からの問い合わせ等により、開封して確認する必要がある場合は、上司令等の立会い又は指示のもとに開封できることとするが、その際は開封した理由、立ち会い者名等を現金収納袋の裏面に記載すること。
- (6) 拾得物件の提出者が預り書を受領しないまま交番等から立ち去り、現金収納袋の拾得物受取り票しか交付できなかったときは、受理書を作成後、郵送等により預り書を拾得者に交付するよう努めること。
- (7) 提出を受けた物件は受理書及び拾得物件控書（規則別記様式第1号。以下「控書」という。）とともに、署地域警察幹部又は署当直責任者の確認を受け、署名又は押印したあとで署会計課（係）に引継ぐこと。

なお、交番等から署への引継ぎは、受理日を含め3日以内をめどとし、それまでの間は紛失する

ことのないよう、施錠のできる書庫等に確実に保管すること。

- (8) 交番等から、現金収納袋に収納された拾得物の引継ぎを受けた署会計課（係）員は、速やかに現金収納袋を開封し金額を確認すること。
- (9) 拾得者は善意により届出を行っているものであるから、札を失することのないよう配慮すること。
- (10) 拾得された場所が自署管内か否かを問わず受理すること。
- (11) 盗品照会が可能な拾得物件は、警務部情報管理課照会センターに照会し、控書にその結果を記載すること。

## 2 遺失届出書の受理

- (1) 遺失届出書（規則別記様式第3号。以下「遺失届」という。）は、来署による本人の自書のほか、署員による代書、電話、ファクシミリ等の方法により受理すること。
- (2) 遺失した場所が自署管内か否かを問わず受理するものとし、必要に応じて、遺失場所を管轄する警察署に拾得物届出の有無を照会すること。

## 第3 各様式に係る留意事項

### 1 共通事項

#### (1) 受理番号

ア 受理番号は会計年度ごとに000001から始まる6桁の一連番号を付するものとする。ただし、特例施設占有者保管物件の届出にかかる受理番号については、900001からの一連番号とする。

イ 同一機会に一括して拾得された物件ごとに、あるいは施設占有者からまとめて提出された個々の物件ごとに0001から始まる4桁の枝番号を付する。

#### (2) 日時、場所

ア 日時、場所については、遺失届、拾得届を互いに対照することにより、遺失者を特定する手掛かりの一つとなるものであることから、可能な限りこれを特定して記載すること。

イ 遺失届を受理する際に、遺失者が日時、場所を詳細に記憶していないような場合には、「〇年〇月〇日午後〇時〇ころから同〇時〇ころまでの間」、「〇〇付近から〇〇付近の間」のように幅を持たせて記載すること。

#### (3) 住所、氏名

ア 岩手県内の居住者については市・郡名から、岩手県以外の居住者については県名から記載し、〇番〇号、〇番地〇の表記については—（ハイフン）として構わない。

イ マンションやアパート等の居住者にあつては、棟名、部屋番号も記載すること。

ウ 氏名には、ふりがなを付すこと。

#### (4) 電話番号その他の連絡先

自宅の電話に限らず、携帯電話や勤務先等の確実に連絡のとれる連絡先を記載すること。

#### (5) 物件

##### ア 現金欄

（ア）物品の点数に関係なく、一度に届出のあったものの総額を記載することとし、現金欄中の最左欄に現金の合計額を、内訳欄には各金種の枚数を記載すること。

記念通貨等の特殊現金については、現金の合計額に算入するが内訳欄の枚数には含めず、物品の特徴等の欄に記載すること。

（イ）現金のみ（いわゆる裸現金）の届出の場合には、現金欄中の「現金のみ」の欄を丸で囲むこと。

（ウ）現金欄の訂正がある場合は、横二線を引き上部に正しい金額等を記載すること。

##### イ 物品欄

（ア）物品欄は、現金以外の物件を記載すること。

（イ）種類欄には、物件の分類等を記載すること。

（ウ）特徴欄には、物件の色、製造者名、形状、模様、品質、材質等を記載するものとし、氏名の記載があるものは誰名義であるかなど、可能な限り詳細に記載すること。

（エ）財布等の物件に現金が在中していた場合（いわゆる裸現金ではない場合）には、現金欄に金

額を記載をするとともに、物品欄においても、種類欄に「財布」、特徴等欄に「黒色、二つ折り、革製（現金〇〇円在中）」等と記載すること。

(オ) カバン、セカンドバッグ等でその中に物品を収容している場合には、物品の種類欄に「カバン」「セカンドバッグ」等と記載し、特徴欄、数量欄にその中に収容されている物品を在中品として〔 〕書きすること。

(カ) 物品欄の訂正をする場合は、金額の訂正要領によること。

(6) その他

ア 取扱者が本署員のときは、「本署」欄を丸で囲み課（係）名を右側の空欄に、交番、駐在所勤務員のときは「交番・駐在所」の該当する欄を丸で囲み左側の空欄に名称を記入し、署名すること。

イ 拾得物（遺失届）の受理にあたり不明な点があるときは、署会計課（係）に照会するなどして、確実な書類の作成に努めること。

2 拾得物の受理

(1) 受理書

ア 権利種別欄

(ア) 拾得物の届出に関する権利としては、

- ・ 拾得者又は施設占有者が法第27条第1項の保管等に要した費用又は法第28条の報労金を請求する権利（以下「費用請求権」という。）
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第240条若しくは第241条の規定又は法第32条第1項の規定により所有権を取得する権利（以下「所有権取得権」という。）

の二つがある。

(イ) 「有権」には、拾得者又は施設占有者が費用請求権及び所有権取得権の両方がある場合、又はいずれか一方がある場合に□にレ印を付すこと。

(ウ) 「棄権」には、拾得者又は施設占有者が費用請求権等のすべての権利を放棄している場合のみレ印を付すこと。

(エ) 「失権」には、拾得者又は施設占有者が、法第34条の規定により費用請求権等を失っている場合にレ印を付すこと。

〔 法第34条の規定により費用請求権等を失っている場合 〕

- ・ 拾得した物件を横領したことにより処罰を受けた拾得者又は施設占有者
- ・ 拾得の日から1週間以内に警察署長に提出しなかった拾得者
- ・ 拾得の時から24時間以内に施設占有者に交付しなかった拾得者
- ・ 交付を受け、又は自ら拾得した日から1週間以内に警察署長に提出しなかった施設占有者（特例施設占有者を除く。）
- ・ 交付を受け、又は自ら拾得した日から1週間以内に遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第6条の高額物件を警察署長に提出しなかった特例施設占有者

(オ) 「無権」には、公法人による拾得（いわゆる公務拾得）の場合にレ印を付すこと。なお、この場合において、拾得者又は施設占有者が、報労金を請求する権利以外の権利を有している場合には有権の□に、報労金を請求する権利以外の権利をすべて放棄している場合には棄権の□に、それぞれレ印を付すこと。

なお、法第34条の規定により費用請求権等を失っている場合には、失権の□にレ印を付すだけで足りる。

イ 拾得者住所・氏名欄

法第4条第1項により拾得物を警察署長に提出した拾得者又は同条第2項により施設占有者に交付した拾得者の住所等を記載すること。

また、公務員が職務執行中に拾得した物である場合には「職務上拾得」と記載すること。

ウ 施設占有者住所・氏名欄

法第4条第1項又は同法第13条第1項に基づき施設占有者が物件を提出した場合に限り記載することとし、「〇〇銀行〇〇支店長」や「〇〇会社〇〇営業所長」等と表記すること。

#### エ 物件欄

- (ア) 在中品が多数で物品欄に記載できない等の場合は、種類欄に「〇〇ほか」、特徴欄に「別紙のとおり」と記載し、その詳細を記載した書類を添付することができる。
- (イ) 施設占有者等が複数の物件を一度に提出する場合の一覧表は、規則第26条に規定する事項の記載があれば施設占有者が独自に作成したもので構わないが、できるだけ提出書（様式第2号）により提出してもらうよう協力を求めること。
- (ウ) 個人番号並びに健康保険の被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は、他の法令により書面への記載は禁止されているため、これらは記載しないこと。

#### オ 権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無欄

- (ア) 物件を提出した拾得者又は施設占有者の拾得物件に関する権利の全部又は一部を放棄する意思及び氏名等の告知の同意の有無を確認し、該当部分の□内へのレ印の記載及び署名を求めること。
- (イ) 拾得者又は施設占有者に記載及び署名を求める際には、事前に、拾得者又は施設占有者が有する権利及び氏名等の告知の同意について説明をすること。
- (ウ) 拾得者又は施設占有者が、権利放棄の意思又は氏名等告知の同意の有無について後で考えて決めるとした場合には、該当部分の□内へのレ印の記載及び署名を求めるとともに、権利放棄をしていない又は氏名等告知に同意しているか否か不明として取り扱うこと。
- (エ) 未成年の拾得者が権利放棄又は氏名等の告知に同意をする意思を表示する場合は、その署名を求めることに加え、その法定代理人（保護者）に当該意思表示に対する同意の有無を確認し、結果を備考欄に記載すること。この場合において、法定代理人に対し、権利放棄又は氏名等の告知の同意を強制していると受け取られかねないような言動は厳に慎むこと。

#### カ 施設内における拾得者に係る権利の有無等欄

- (ア) 物件を施設占有者に交付した拾得者について、物件に関する権利放棄の有無及び氏名等の告知の同意の有無について、該当する□内にレ印を付すこと。
- (イ) 物件に関する権利を放棄しているか否か不明の場合は、「物件に関する権利」欄の有の□内にレ印を付し、かつ「費用を請求する権利」欄、「報労金を受ける権利」欄及び「所有権を取得する権利」欄の□内にレ印を付すこと。
- (ウ) 氏名等の告知に同意をしているか否か不明の場合は、「氏名等告知の同意」欄のいずれの□内にもレ印を付さず、備考欄にその旨を記載すること。

#### キ 通報物件欄

提出を受けた物件が規則第11条各号に掲げる通報物件に該当する場合は□内にレ印を付すこと。

#### ク 拾得者の物件引取期間欄

拾得者（法第33条の規定により拾得者とみなされる施設占有者を含む。）の権利に関わるものであることから、届出日（公告日）を基準に「引取期間早見表」を確認し誤りのないよう記載すること。

なお、拾得者及び施設占有者が所有権取得権を放棄した場合は、物件引取期間欄に斜線を付すなどして抹消すること。

また、埋蔵物の提出を受けた場合の保管期間は6箇月であり、他の拾得物と異なるので留意すること。

#### ケ その他

- (ア) 交番等において拾得物の提出を受けたときは、拾得物の内容、日時、場所等を本署に報告し、受理番号を受けて記載する。
- (イ) 提出を受けた物件が法第35条各号に掲げる物に該当する物件（法令の規定によりその所持が禁止されている物件又は個人情報関連物件。以下「所持禁止物件等」という。）である場合には、備考欄の（ ）内に記載すること。ただし、備考欄への記載により難しい場合には、物品欄等に記載すること。
- (ウ) 埋蔵物の提出を受けた場合において、埋蔵物の発見者と埋蔵物が包蔵されていた土地等の所

有者が異なるときは、当該土地所有者の氏名等を備考欄に記載すること。

(2) 預り書

ア 所有権を取得することができない物件に関する説明に係る記載欄

提出を受けた物件が所持禁止物件等に該当すると認められるときは、物件を提出した拾得者又は施設占有者に対しその旨を説明し、「あなたが提出された物件のうち…」とある欄の口にレ印を付すこと。

なお、所持禁止物件等に該当するか否か判然とせず、これに該当する可能性がある場合には当該記載欄に記載して、その旨を説明すること。

イ 拾得者又は施設占有者に預り書を交付するときは、物件引取期間や注意書きの内容について、確実に説明のうえ交付すること。

ウ 預り書の中段に受領年月日、差出者名を確実に記載すること。

エ 預り書は、拾得者又は施設占有者に報労金請求権等の権利があるか否かを問わず、警察署で受理した証明の意味も含んで交付するものであることから、受領を拒むなどの事情がない限り、差出者に交付すること。

3 拾得物の払出し

(1) 受領書（規則別記様式第8号）は、拾得物として提出された物件を遺失者に返還する場合又は権利取得者に引き渡す場合に記載させるものであるが、預り書を所持している権利取得者は、預り書の受領確認欄に記載し、それを警察署長に提出することにより受領書に代えることができる。

ア 備考欄

拾得物件の返還を受ける遺失者に報労金を支払う義務があるときは、報労金についての説明を行い、説明を受けた状況を備考欄に記載させること。

拾得者が権利放棄する等により、報労金を支払う義務がない場合は備考欄に斜線を付すこと。

イ 拾得物を遺失者へ返還又は拾得者へ引き渡す場合において、依頼により郵送等の手段により送付する場合は、遺失者又は拾得者（以下「遺失者等」という。）の申出により行うこととし、その方法は、書面によるほか、電話により申し出ることとする。

ウ 遺失者等から申出を受けた物件に係る受領書は、物件を遺失者等に送付する際に同封することとし、その後、遺失者等から返送を受けることとする。

エ 遺失者等から受領書の返送を受けることができなかった場合は、遺失者等の指定した宛先に物件が到達したことが確認できる郵便追跡サービス等の方法を利用し、その配達状況確認画面を印刷した書面を保管すること。

(2) 即時完結の取扱い

ア 受理した拾得物に遺失者を特定できるような物件が含まれている場合、又は拾得物を署会計課（係）に引継ぐ前に遺失者が判明した場合等で、その者が遺失者であることが確認できたときは交番等において拾得物を返還し、即時完結として処理できるものとする。

イ 即時完結した関係書類は、受領書、控書の順により編てつし、受領書の上部余白に「即時完結」（朱書）の表示をすること。

ウ 交番等において即時完結した書類は、速やかに署会計課（係）に引き継ぐこと。

(3) その他

ア 遺失者に拾得物を返還するときは、拾得者又は施設占有者に対し当該物件を返還する旨を通知しその旨を控書の備考欄に記載するとともに、氏名等告知の同意についての署名がない場合は同意の有無を確認すること。

イ 預り書は差出者に交付した物であるので、遺失者に拾得物を返還したからといって、必ずしも拾得者から回収する必要はない。

4 遺失届の受理

(1) 遺失届

ア 遺失場所欄

遺失場所を詳細に記憶していない場合には、可能性のある複数の場所を記載したり、移動中に遺失した場合には移動した経路を記載するなどして、実際に遺失した場所の記載が漏れないよう

にすること。

#### イ 物件欄

- (ア) 現金欄中の内訳について、詳細が不明な場合は備考欄に「現金内訳不明」と記載すること。
- (イ) 物件の特徴欄について、製造番号等が判明している場合にはそれを記載するとともに、形状に特徴のある物については絵図の記載も求めるなど、可能な限りその物件を特定するための手掛かりとなる事項を記載するようにすること。

#### ウ その他

- (ア) 警察職員が遺失届を代書した場合等、備考欄に受理方法を記載すること。また、電話による受理等のやむを得ない事情がある場合を除き、遺失者等の署名を求めること。
- (イ) 受理番号及び拾得物届出の有無の確認については拾得物受理の例による。

### 第4 特例施設占有者保管物件の届出

- 1 特例施設占有者が自ら保管する拾得物件について、保管物件届出書（規則別記様式第11号）を提出することにより行う法第17条前段の規定による届出は、署会計課（係）において受理するものとし、受理書は作成しないものとする。
- 2 前項の届出を受理したときは、特例施設占有者保管物件一覧簿（訓令様式第2号の3）を作成し、拾得物件一覧簿（訓令様式第2号の2）と同様の取扱いとすること。
- 3 提出された保管物件届出書の写しに公告日の日付印を押し、受理番号を記載しこれを特例施設占有者に交付することにより、規則第31条第2項の規定による公告日の通知とする。

### 第5 電磁的記録媒体による提出

- 1 書類の提出に代えて、施設占有者等から規則第41条の規定による電磁的記録媒体が提出されたときは、署会計課（係）において受理するものとする。
- 2 電磁的記録媒体に記録された情報について、印字又はパソコンに取込む等の処理が終了し、提出者の同意が得られたときは、その保存された情報を消去してから提出者へ返却すること。

### 第6 疑義が生じた場合の処置

遺失物の取扱いについて疑義が生じた場合には、独自の判断によって処理することなく、上司又は署会計課（係）と連絡をとり適正に処理し、後日紛議を引き起こすことのないように配慮すること。

|                 |  |         |                |  |
|-----------------|--|---------|----------------|--|
| 本署地域幹部<br>確 認 欄 |  | 本署受付年月日 | 本署拾得物<br>受 領 欄 |  |
|                 |  |         |                |  |

拾 得 物 件 受 理 書

|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------|---|---|---|---|---|---|----------|---------------------------|--------------------|----------|----------|------|
| <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 警察署                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                               | 受理番号  |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 受 理 日 時                                                                                                          | 年 月 日 午前・後 時 分                                                                                                                                                                                                                                                | 本署    | 交番・駐在所         |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               | 取扱者氏名 |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 日 時                                                                                                              | 年 月 日 午前・後 時 分                                                                                                                                                                                                                                                | こ ろ   |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 拾 得 場 所                                                                                                          | にて拾得                                                                                                                                                                                                                                                          |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 拾 得 者                                                                                                            | 住所                                                                                                                                                                                                                                                            |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 住所・氏名                                                                                                            | ふりがな 電話番号その他の連絡先<br>氏 名                                                                                                                                                                                                                                       |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 施設占有者                                                                                                            | 住所又は所在地                                                                                                                                                                                                                                                       |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 住所・氏名                                                                                                            | ふりがな 電話番号その他の連絡先<br>氏名又は名称                                                                                                                                                                                                                                    |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 物 金<br><br><br><br><br><br><br>件 品                                                                               | 現 貨                                                                                                                                                                                                                                                           | 千     | 百              | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 内 訳      |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   | 1万円札 枚   | 5000円札 枚                  | 2000円札 枚           | 1000円札 枚 | 500円硬貨 枚 | 現金のみ |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   | 100円硬貨 枚 | 50円硬貨 枚                   | 10円硬貨 枚            | 5円硬貨 枚   | 1円硬貨 枚   |      |
|                                                                                                                  | 種 類                                                                                                                                                                                                                                                           |       | 特徴等（形状・模様・品質等） |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          | 点数   |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 権利放棄の<br>意思及び氏<br>名等告知の<br>同意の有無                                                                                 | 上記物件に関する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。<br><input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。<br><input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利を放棄します。<br><input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。<br><input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。                                 |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに <input type="checkbox"/> 同意します。<br><input type="checkbox"/> 同意しません。          |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 〔 <input type="checkbox"/> 上記物件に関する権利放棄、 <input type="checkbox"/> 氏名等告知の同意〕については、後で考えて決めます。<br>拾得者又は施設占有者 氏名又は名称 |                                                                                                                                                                                                                                                               |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 施設内における拾得者<br>に係る権利の有無等                                                                                          | 物件に関する権利<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利<br><input type="checkbox"/> 報労金を受ける権利<br><input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利<br><input type="checkbox"/> 無<br>氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        |       |                |   |   |   |   |   |   |          | 拾 得 者 の<br>物 件 引 取<br>期 間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで |          |          |      |
| 備 考                                                                                                              | 所持禁止・個人情報関連物件（ ）                                                                                                                                                                                                                                              |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |
| 受 理 時<br>の<br>留 意 事 項                                                                                            | 1 交番等において拾得物を受領したときは、「拾得物件一覧簿」記入の所要事項を本署に報告し、<br>受理番号を受けて、上記所定の欄の記載を確認した後に、「拾得物件預り書」を交付すること。<br>2 権利放棄の意思及び氏名等の告知の有無欄に署名を求める際は、押印、指印等は付かないこと。<br>3 権利の区分が「有権」以外の場合は、「拾得者の物件引取期間」に斜線を付すなどして抹消する<br>こと。<br>4 <input type="checkbox"/> 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。 |       |                |   |   |   |   |   |   |          |                           |                    |          |          |      |

## 提出書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

年 月 日

警察署長 殿

氏名又は名称

住所又は所在地

| ※受理番号 |           | 電話番号その他の連絡先 |                                          |                                                                                                                                                                                       |         |      |
|-------|-----------|-------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
| 番号    | 物件の種類及び特徴 |             | 拾得者の氏名、住所等                               | 権 利                                                                                                                                                                                   | 拾得日時・場所 | 交付日時 |
|       | 現金(内訳)    | 物 品         |                                          |                                                                                                                                                                                       |         |      |
|       | (内訳)      |             | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|       | (内訳)      |             | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|       | (内訳)      |             | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|       | (内訳)      |             | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|       | (内訳)      |             | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
| 備考    |           |             |                                          |                                                                                                                                                                                       |         |      |

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

3 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合には有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。

4 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付すること。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にもレ印は付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。

| 番号     | 物件の種類及び特徴 |     | 拾得者の氏名、住所等                               | 権 利                                                                                                                                                                                   | 拾得日時・場所 | 交付日時 |
|--------|-----------|-----|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|
|        | 現金(内訳)    | 物 品 |                                          |                                                                                                                                                                                       |         |      |
|        | (内訳)      |     | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|        | (内訳)      |     | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|        | (内訳)      |     | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|        | (内訳)      |     | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
|        | (内訳)      |     | 氏名又は名称<br><br>住所又は所在地<br><br>電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権<br><input type="checkbox"/> 棄権<br><input type="checkbox"/> 失権<br><input type="checkbox"/> 同 意<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |         |      |
| 備<br>考 |           |     |                                          |                                                                                                                                                                                       |         |      |